

2021年5月28日

各 位

会 社 名： N Cホールディングス株式会社  
代表者名： 代表取締役社長 梶原 浩規  
                  (コード： 6236 東証第一部)  
問合せ先： 管 理 本 部 長 村 田 秀 和  
                  電話番号： 03-6859-4611

**株主提案者に対する公開質問状の送付に関するお知らせ**

当社は、本日、2021年6月22日開催予定の当社第5回定時株主総会に関連して、株主提案者であるTCSホールディングス株式会社（ほか22社の法人）に対して別紙の公開質問状を送付しましたのでお知らせいたします。

2021年5月28日

TCS ホールディングス株式会社（ほか 22 社） 御中

NC ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 梶原浩規

### 公開質問状

2021年4月26日に、貴社らが当社に提出した株主提案について、以下の通り質問させていただきます。2021年5月31日までに書面でご回答ください。

**1. 当社への株主提案権の行使や大量保有報告書の提出にあたり、高山正大氏、高山芳之氏、TCS ビジネスアソシエ株式会社の3名義の保有株式について、共同保有者から除外した理由について具体的に教えてください。**

- 貴社らは、「TCS グループ」と称して多数の法人で共同保有者グループを形成し、投資活動を行っており、今回当社に対しての株主提案権行使にあたっては、TCS ホールディングス株式会社のほか 22 社が共同保有者であると自称しています（合計の議決権保有割合は 32.49%に相当します。詳細は別紙を参照ください）。
- 他方で、貴社らは、TCS グループ各社で代表取締役や取締役を多数兼務する高山正大氏、高山芳之氏の両氏、および高山正大氏が代表取締役を務める TCS ビジネスアソシエ株式会社の 3 株主の保有株式について、当初の株主提案書においては、高山正大氏、高山芳之氏の所有株式数を「0株」と記載するなどして、共同保有者から除外していました。また、貴社らの現在の主張では、これら 3 株主は貴社らと「共同して株券等を取得し、譲渡し、又は議決権その他の権利の行使等を行うことを合意している者」には当たらないとして、共同保有者から除外しているとのこと。
- しかし、当社では、これら 3 者も貴社らの共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑いがあると認識しております。
- とりわけ、当初の株主提案者（貴社ら 23 社）にこれらの 3 名義を合算した議決権保有割合は 33.34%という上場会社の経営支配権の異動を左右する重大な閾値にあり、また、当社の株主総会における例年の議決権行使率が 60%程度で推移していることから、これら 3 名義が共同保有者から除外された理由は、少数株主にとって重大な関心事項であると考えられます。（状況によっては公開買付規制との関係も問題になるケースが在り得ると思われま）
- 以上を踏まえ、なぜ当社への株主提案権の行使にあたり、「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCS ビジネスアソシエ株式会社の保有株式」について共同保有者から除外したのか、また、なぜそもそもこれらを共同保有者から除外して大量保有報告書を提出したのか、その理由を、下記「前提となる事実」も踏まえて、少数株主の皆様にも分かりやすくご説明ください。

（前提となる事実）

- ① 貴社らは、明治機械株式会社（東証第二部：6334）に対して投資を行っています。

直近の変更報告書を当社で確認した限りでは、貴社らは共同保有者（約 30 社の株主）合計で明治機械株式会社の株式（以下「明治機械株式」といいます。）を 50.26% 保有しており、これら共同保有者の顔ぶれは当社に対する株主提案の共同保有者と大半が重複していました。（なお、当社 100%子会社である日本コンベヤ株式会社も 16.89%を保有する共同保有者として、この 50.26%の内数に含まれております。）

- ② 明治機械株式を保有するにあたり、貴社らは「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCS ビジネスアソシエ株式会社の保有株式」の 3 名義を共同保有者に含めており、保有目的において「TCS グループ全体で連携を図ること」と言及するなど、これら 3 名義を含めて TCS グループとして協調行動を取っていることを自ら明らかにしています。
- ③ ここで改めて、明治機械株式会社に対する共同保有と当社（NC ホールディングス）に対する共同保有の相関を整理します。（a）貴社らが明治機械株式に対する変更報告書において「TCS グループ全体で連携を図ること」を標榜しており、かつ当社の 100%子会社である日本コンベヤ株式会社も共同保有者に含まれていること、（b）当社への株主提案を通じて貴社らが当社の経営体制を掌握することによって、明治機械株式の共同保有者である日本コンベヤ株式会社（16.89%）の実効支配が強まり、それにより明治機械株式会社への支配も更に強まる構造にあることを踏まえれば、明治機械株式会社に対する投資行動と当社に対する投資行動は共通の利害関係のもとにあること、（c）当社に対する株主提案を行った貴社ら 23 社は、高山正大氏、高山芳之氏が代表取締役や取締役を務める会社が多数含まれており、一般的な投資家が大量保有報告書制度に期待する情報の役割（会社の支配権変動の可能性や経営に影響を及ぼす可能性を示す情報としての有用性）から見て、上述の 3 名義を共同保有から除外することはミスリードであること、などを踏まえれば、当社が「これら 3 者も同社の共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑い」があると表明したことには相応の合理的根拠があり、むしろ「高山正大氏の保有株式、高山芳之氏の保有株式、TCS ビジネスアソシエ株式会社の保有株式」の 3 名義を敢えて共同保有者から外す貴社らの判断こそが不可解と言えます。
- ④ 加えて、高山芳之氏及び高山正大氏は、TCS の株主提案における取締役候補者であり、株主提案者と異なる議決権行使を行うことは事実上、考えられません。
- ⑤ さらに、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、TCS ホールディングス株式会社のグループ会社であることが同社のホームページ等において標榜されており、高山正大氏が代表取締役、高山芳之氏及び矢野氏が取締役であるほか、同社の取締役 5 名全員、及び、全監査役（1 名中 1 名）が TCS グループに属する者です。
- ⑥ その他、ここには敢えて記載しませんが、高山芳之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエ株式会社が、貴社らと同様の議決権行使を行うことを示す事実関係がほかにも複数存在します。
- ⑦ なお、3 名義を共同保有者として加算した場合に、貴社らの議決権保有割合は 32.49%から 33.34%に上昇します。当該比率は、当社の株主総会における例年の議決権行使率が 60%程度で推移している事実を照らして支配的株主の情報として極めて重大な意味を持つのみならず、状況によって公開買付規制との関係でも十分に

注意を払うべき必要があると考えられます。これらを踏まえ、当社は、貴社らの投資行動について、証券取引等監視委員会へ既に情報提供を行っておりますが、併せて、関係各所に対しても情報提供を行う予定ですのでご承知おきください。

## 2. TCS ビジネスアソシエ株式会社の資本関係(同社の株主と、TCS グループとの関係)について具体的にご回答ください。

- 前述の通り、貴社らは TCS ビジネスアソシエ株式会社の持分を共同保有者から除外しておられます。また、2021 年 5 月 19 日に貴社らがホームページで開示した資料によれば、「TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共 23 社とは資本関係がございません」との記載がございます。
- その一方で、貴社らは、株主提案の取締役候補者である高山正大氏の選任理由において、「TCS ビジネスアソシエ株式会社など、現在多数の会社の代表取締役を歴任」している「豊富な経験・実績」が、「当社の継続的な発展に不可欠」であると主張しています。
- また、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、アンドール株式会社の 2020 年 6 月 19 日提出の有価証券報告書及び株式会社アイレックスの 2020 年 6 月 30 日提出の有価証券報告書において、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）」として記載されているところ、両社の役員のうち、両社のいずれにも就任している役員は高山正大氏のみです。
- 当社の少数株主にとって、貴社らと資本関係が無いという TCS ビジネスアソシエ株式会社が、「高山正大氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社またはその子会社に該当するのではないか」、「なぜ社名に TCS を冠しているのか」、「なぜ高山正大氏が TCS ビジネスアソシエ株式会社の代表取締役を務めた経験・実績が、NC ホールディングスの発展に不可欠」であるかは、重大な関心事です。
- 以上からすれば、TCS ビジネスアソシエ株式会社の株主及び資本関係（TCS グループと TCS ビジネスアソシエ株式会社の株主との関係）は、まさに当社の少数株主にとってガバナンス・コンプライアンスの最大の関心事です。この点、貴社らはホームページ上で、「秘密主義を打破し、ガバナンス・コンプライアンスの問題を解決した上で、オープンで安定的な経営を行うことが可能」と標榜しておられますので、ぜひ「オープン」にご回答ください。
- なお、東京証券取引所の「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」が 2020 年 9 月 1 日に公表した「中間整理」では、近時の支配株主と少数株主の間の利益相反やその監督・コントロールについての情報開示が不足しているとの問題意識について言及したうえで、今後の情報開示の方向性について、「少数株主や投資者の予測可能性を高め、十分な情報に基づいた投資判断をできるようにするため、上場会社のガバナンスに関する合意や、利益相反やその監督・コントロールの考え方・方針等を含め、情報開示の充実を図ることが考えられる。具体的には、取締役の指名権や支配株主・支配的な株主による持株比率維持や株式買増し、支配株主・支配的な株主の保有する当該上場会社株式の売渡しに関する事項等に関して支配株主・支配的な株主と上場会社との間で合意している内容や、支配株主・支配的な株主が上場会社をどのように運営する考えや方針であるかについて、情報開示を充実させることが考えられる。」と言及しています。この点も十分にご留意ください。

**3. 貴社らが、金融商品取引法違反の疑い(変更報告書の提出義務違反の疑い)があることについて、見解をお聞かせください。**

- 金融商品取引法においては、大量保有報告書・変更報告書の提出にあたり、『純投資』、『政策投資』、『重要提案行為等を行うこと』等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10))とされ、「発行者の事業活動に重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を行うことを保有の目的とする場合、保有目的欄に最低限『重要提案行為等を行うこと』、必要に応じさらに詳細に記載することが求められる」と解されています(池田唯一ほか『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』198頁)。
- また、「事業会社であっても重要提案行為等を行うことを保有の目的とする場合は、その旨保有目的欄に記載する必要がある」とされています(町田行人=森田多恵子「大量保有報告書の作成・提出上の留意点〔上〕」商事法務1861号46頁)。
- 貴社らの株主提案は、「現任の代表取締役である梶原社長の事実上の解任(実質的な『代表取締役の解職』)」や「取締役の人数を8名から10名に増員し、現任3名を事実上解任して新任5名を選任する取締役会構成の重大な変更(『役員構成の重要な変更』)」が含まれており、金融商品取引法施行令が定める重要提案行為等に該当すると考えられるところ、本株主提案の提案者であるTCSホールディングス株式会社ほか22社が、当社株式の大量保有者として提出している2017年7月24日提出に係る変更報告書においては、いずれも「保有目的」について「重要提案行為等を行うこと」が含まれておらず、金融商品取引法違反の疑いがあります。
- 貴社らの当社株式の保有比率が議決権割合で1/3に相当し、例年の総会議決権行使率に照らせば過半数に及び得ることを踏まえれば、そのような支配的株主に金融商品取引法違反の疑いがあることは、少数株主を含む投資者にとって重大な関心事です。これらの点について、改めて貴社らの見解を具体的にお聞かせください。
- なお、当社は、貴社らの変更報告書において「重要提案行為等」の欄に「該当事項なし」と記載されていることについて金融商品取引法違反の疑いがあると述べているものではありません。貴社らのご主張においては、その点についての反論と思しき記載が多くございますが、誤解なきようお願いいたします。

以上

## TCS グループによる NC ホールディングスおよび明治機械の株式保有状況

(直近の変更報告書より作成)

No.	保有者名 (提出者及び共同保有者)	※	NC ホールディングスの 議決権保有割合	明治機械の 議決権保有割合
1	アンドールシステムズ株式会社		0.08%	-
2	アンドール株式会社		0.89%	0.89%
3	インターネットウェア株式会社		2.04%	2.83%
4	エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社		0.56%	-
5	エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社		1.24%	4.01%
6	コムシス株式会社		1.07%	0.60%
7	コンピュータロン株式会社		1.21%	1.15%
8	シグマトロン株式会社		2.46%	1.99%
9	ニッポー株式会社		0.78%	0.35%
10	ハイテクシステム株式会社		1.79%	0.33%
11	ムトーアイテックス株式会社		0.81%	0.57%
12	ユニシステム株式会社		1.08%	0.59%
13	北部通信工業株式会社		1.64%	0.41%
14	医療システムズ株式会社		0.33%	0.56%
15	日本コンベヤ株式会社 【当社 100%子会社】		-	16.92%
16	東京コンピュータサービス株式会社		1.50%	0.63%
17	株式会社アイレックス		0.24%	0.49%
18	株式会社サイプレス・ソリューションズ		0.44%	0.34%
19	株式会社セコニック		0.50%	3.81%
20	株式会社セコニックホールディングス		0.38%	-
21	株式会社テクノ・セブン		1.84%	3.54%
22	株式会社テクノ・セブンシステムズ		0.21%	-
23	株式会社ムトーエンジニアリング		0.86%	-
24	株式会社ムトーエンタープライズ		0.68%	0.44%
25	株式会社明成商会		0.43%	0.48%
26	武藤工業株式会社		1.02%	0.86%
27	豊栄実業株式会社		5.02%	0.40%
28	金融システムソリューションズ株式会社		0.58%	0.80%
29	MUTOHホールディングス株式会社		1.53%	1.96%
30	NCシステムソリューションズ株式会社		-	1.51%
31	TCSホールディングス株式会社		1.30%	1.17%
32	高山正大	※	保有あり	1.21%
33	高山芳之	※	保有あり	1.21%
34	TCS ビジネスアソシエ株式会社	※	保有あり	0.31%
	合計		32.49% ※No. 32-34 を含めると 33.34%	50.35%

※株主提案者らは NC ホールディングスに対する株主提案にあたって、No. 32~34 の 3 名義を共同保有者に含めていないものの (含めた場合の議決権保有割合の合計は 33.34%)、明治機械株式会社の変更報告書においてはこ

れら3名義も共同保有者に含めた上で、保有目的に「TCSグループ全体で連携を図ること」を明記している。

(註1) NCホールディングスの議決権保有割合については次の通り。

・総議決権個数：2021年3月末時点

・No. 1～31の各議決権保有割合は2017年7月24日付提出の変更報告書記載の保有株式数より算出

・No. 32～34については2021年3月末時点の保有議決権個数より算出

(註2) 明治機械株式会社の議決権保有割合については次の通り。

・総議決権個数：2020年9月末時点

・No. 1～34の各議決権保有割合は2020年4月2日付提出の変更報告書記載の保有株式数より算出

(註3) No. 1、4、14、20、22、23の6名義については、株主提案時点において存在しない会社であったが、今般の株主提案者として名を連ねていた。株主提案者らは、その旨の指摘を受けると当該6名義を削除した。